

(2) 領事業務

勸告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>海外渡航者や在留邦人の増加に伴い、海外における日本人の安全の確保や旅券の発行、査証の発給等を行う領事業務の重要性が増大している。このため、外務省は、平成16年10月の海外交流審議会答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」の提言（国民の視点に立った領事サービスの強化、海外における日本人の安全確保及び緊急事態対応等のための提言）等を踏まえ、各種の領事サービスの向上に取り組んでいるところであるが、グローバル化が進展する中で、引き続き海外の日本人に対する領事サービスを一層効果的かつ効率的に実施していくことが必要となっている。</p> <p>外務省（本省）は、在外公館における領事サービスの向上を図る観点から、その実施状況について、在外公館から、在留邦人数、日本企業数、邦人援護件数等の定期的な報告を求め、その結果を公表している。</p>	表2-(2)-① 表2-(2)-② 表2-(2)-③
<p>(調査結果)</p> <p>今回、平成8年度から17年度までに設置された13在外公館（7大使館及び6総領事館）における直近3年間の領事業務の実施体制及び実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 領事業務の実施体制</p> <p>13在外公館の領事業務担当職員数（注）について、直近3年間の平均値で比較すると、平均は2.73人（職員総数の13.4%）となっている。このうち、最も多いのは在チェンマイ総領事館の6.21人（同28.2%）、次いで、在デンパサール総領事館の5.93人（同32.4%）、在デンバー総領事館の3.77人（同18.0%）、在重慶総領事館の3.56人（同15.9%）などとなっている。これらに対して、最も少ないのは在モザンビーク大使館の1.08人（同4.9%）、次いで、在東ティモール大使館の1.14人（同4.4%）、在スロバキア大使館の1.17人（同6.8%）などとなっている。</p> <p>（注）領事業務担当職員数は、当該業務に従事している館員及び現地採用職員等の合計（現員ベース）である。また、複数の業務を兼務している場合は、兼務状況を基に按分した人数を用いた。</p>	表2-(2)-④、 ⑤、⑥
<p>イ 領事業務の実施状況</p> <p>13在外公館における領事業務の実施状況について、データが把握できた主要7指標（在留邦人数、日本企業数、日本からの短期渡航者数、邦人援護件数、一般旅券発行件数、戸籍・国籍受理件数及び査証発給件数）の直近3年間の平均値を基に、領事業務担当職員1人当たりの業務量（注）を算出して比較したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>（注）領事業務主要7指標の直近3年間の平均値を、上記アで算出した領事業務担当職員数の直近3年間の平均値で除して算出した。</p> <p>① 7指標の職員1人当たりの業務量</p> <p>i 在留邦人数</p> <p>領事業務担当職員1人当たりの在留邦人数は、13在外公館の平均が287.5人であり、最も多いのは在デンバー総領事館の2,131.6人、次いで、在チェンマイ総</p>	表2-(2)-⑦、 ⑧

領事館の409.9人、在デンパサール総領事館の318.4人、在重慶総領事館の171.0人、在スロバキア大使館の167.5人、在モザンビーク大使館の106.8人となっている。他の在外公館はいずれも100人未満であり、最も少ないのは在アゼルバイジャン大使館の19.9人となっている。職員1人当たりの在留邦人数は、最も多いものと最も少ないものとは約107倍の差が生じている。

ii 日本企業数

領事業務担当職員1人当たりの日本企業数は、13在外公館の平均が14.9社であり、最も多いのは在重慶総領事館の90.8社、次いで、在スロバキア大使館の34.8社、在デンバー総領事館の18.1社、在ユジノサハリンスク総領事館の14.9社、在チェンマイ総領事館の10.2社となっている。他の在外公館はいずれも10社未満であり、最も少ないのは在済州総領事館の0.5社となっている。職員1人当たりの日本企業数は、最も多いものと最も少ないものとは約182倍の差が生じている。

iii 日本からの短期渡航者数

領事業務担当職員1人当たりの日本からの年間短期渡航者数は、データが把握できた6在外公館（在クロアチア大使館、在アゼルバイジャン大使館、在スロバキア大使館、在スロベニア大使館、在アンゴラ大使館及び在済州総領事館）の平均が2万6,716.8人であり、最も多いのは在クロアチア大使館の6万9,215.7人、次いで、在済州総領事館の5万5,953.4人、在スロベニア大使館の2万2,005.6人、在スロバキア大使館の1万2,284.0人となっている。最も少ないのは在アンゴラ大使館の206.5人となっている。職員1人当たりの日本からの年間短期渡航者数は、最も多いものと最も少ないものとは約335倍の差が生じている。

iv 邦人援護件数

領事業務担当職員1人当たりの年間邦人援護件数は、13在外公館の平均が7.9件であり、最も多いのは在チェンマイ総領事館の22.0件、次いで、在デンパサール総領事館の14.3件、在重慶総領事館の12.1件、在モザンビーク大使館の11.8件、在スロバキア大使館の11.7件、在デンバー総領事館の10.5件となっている。他の在外公館はいずれも10件未満であり、最も少ないのは在東ティモール大使館の1.8件となっている。職員1人当たりの年間邦人援護件数は、最も多いものと最も少ないものとは約12倍の差が生じている。

v 一般旅券発行件数

領事業務担当職員1人当たりの年間一般旅券発行件数は、13在外公館の平均が30.3件であり、最も多いのは在デンバー総領事館の183.5件、次いで、在チェンマイ総領事館の58.1件、在デンパサール総領事館の52.0件となっている。他の在外公館はいずれも50件未満であり、最も少ないのは在アンゴラ大使館の0.6件となっている。職員1人当たりの年間一般旅券発行件数は、最も多いものと最も少ないものとは約306倍の差が生じている。

vi 戸籍・国籍受理件数

領事業務担当職員1人当たりの年間戸籍・国籍受理件数は、13在外公館の平均が9.3件であり、最も多いのは在デンバー総領事館の65.4件、次いで、在デン

パサール総領事館の19.2件、在チェンマイ総領事館の15.0件、在スロバキア大使館の5.1件となっている。他の在外公館はいずれも5件未満であり、最も少ないのは在東ティモール大使館、在アンゴラ大使館及び在ユジノサハリンスク総領事館でいずれも0.3件となっている。職員1人当たりの年間戸籍・国籍受理件数は、最も多いものと最も少ないものとは218倍の差が生じている。

vii 査証発給件数

領事業務担当職員1人当たりの年間査証発給件数は、13在外公館の平均が706.8件であり、最も多いのは在重慶総領事館の4,869.9件、次いで、在ユジノサハリンスク総領事館の2,132.5件、在チェンマイ総領事館の501.0件、在アゼルバイジャン大使館の344.8件、在デンパサール総領事館の301.9件、在デンバー総領事館の237.1件となっている。他の在外公館はいずれも200件未満であり、最も少ないのは在クロアチア大使館の51.6件となっている。職員1人当たりの年間査証発給件数は、最も多いものと最も少ないものとは約94倍の差が生じている。

② 業務量からみた領事業務の実施体制

上記①の分析結果を基に、13在外公館における領事業務の実施体制（担当職員数）が業務量に見合った合理的なものとなっているかとの観点から調査したところ、次のとおり、担当職員の配置を見直す余地のあるものがみられた。

i 在アンゴラ大使館の領事業務担当職員は2.22人配置されており、主要指標を基に年間業務量をみると、邦人援護件数が4.7件、一般旅券発行件数が1.3件、戸籍・国籍受理件数が0.7件及び査証発給件数が341.7件となっている。

しかし、他の大使館と比較すると、表15のとおり、例えば、在スロバキア大使館の領事業務担当職員は、在アンゴラ大使館より1.05人少ない1.17人配置されており、年間業務量をみると、邦人援護件数が13.7件（職員1人当たりの年間業務量に換算すると11.7件）、一般旅券発行件数が25.7件（同22.0件）、戸籍・国籍受理件数が6.0件（同5.1件）となっている。このように、4指標中3指標で、在アンゴラ大使館の年間業務量は在スロバキア大使館の職員1人当たりの年間業務量をも下回る状況となっている。

表15 2大使館における領事業務の実施体制及び年間業務量の比較

(単位：人、件)

大使館名	領事業務担当職員数	邦人援護件数	一般旅券発行件数	戸籍・国籍受理件数	査証発給件数
在アンゴラ	2.22	4.7 (2.1)	1.3 (0.6)	0.7 (0.3)	341.7 (153.9)
在スロバキア	1.17	13.7 (11.7)	25.7 (22.0)	6.0 (5.1)	193.3 (165.2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、職員1人当たりに換算した業務量である。

ii 在済州総領事館の領事業務担当職員は3.24人配置されており、主要指標を基に年間業務量をみると、邦人援護件数が16.7件、一般旅券発行件数が23.7件、戸籍・国籍受理件数が9.3件及び査証発給件数が291.3件となっている。

しかし、他の総領事館と比較すると、表16のとおり、例えば、在チェンマイ

表2-(2)-⑦、
⑧（再掲）

表2-(2)-⑦、
⑧（再掲）

総領事館では、領事業務担当職員が6.21人と在濟州総領事館より2.97人多いものの、職員1人当たりの年間業務量をみると、邦人援護件数が22.0件、一般旅券発行件数が58.1件、戸籍・国籍受理件数が15.0件、査証発給件数が501.0件となっており、すべての指標で、在濟州総領事館の年間業務量は在チェンマイ総領事館の職員1人当たりの年間業務量を下回る状況となっている。

表16 2 総領事館における領事業務の実施体制及び年間業務量の比較

(単位：人、件)

総領事館名	領事業務担当職員数	邦人援護件数	一般旅券発行件数	戸籍・国籍受理件数	査証発給件数
在濟州	3.24	16.7 (5.2)	23.7 (7.3)	9.3 (2.9)	291.3 (89.9)
在チェンマイ	6.21	136.7 (22.0)	360.7 (58.1)	93.0 (15.0)	3,111.0 (501.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、職員1人当たりに換算した業務量である。

外務省(本省)は、各在外公館の領事業務の実施体制を把握するため、在外公館から、毎年7月1日現在で「公館別領事体制基礎データ調査票」(注)の報告を求めているほか、職員の配置(兼務)状況を示す資料を活用して領事業務担当職員の他班業務の兼務状況の詳細を把握していると説明している。しかし、上記のとおり、在外公館の中には、領事業務に係る職員1人当たりの年間業務量に差が生じており、今後、管轄する国・地域による違いを考慮しつつ、現行の業務実施体制が業務量に見合ったものとなっているか、的確に把握・分析していくことが重要である。

(注) 領事業務の実施体制に係る主な調査項目は、担当職員名、担当業務(兼務状況を含む。)、勤務年数、研修受講実績等となっている。

(所見)

したがって、外務省は、在外公館における領事業務の効率的実施を推進する観点から、在外公館における領事業務の実施体制及び実施状況を的確に把握・分析し、業務量に見合った合理的な職員配置となるよう速やかに見直す必要がある。

また、在アンゴラ大使館及び在濟州総領事館については、領事業務の実施体制を業務量に見合ったものとなるよう見直す必要がある。

表2-(2)-⑨

表 2-(2)-①

在外公館の領事業務の概要

業務区分	内 容
邦人保護	ア 海外安全啓発 ①渡航情報等安全対策情報の提供 ②官民協力の推進
	イ 一般邦人援護 ①事件・事故、犯罪被害・加害、困窮、疾病等に遭遇した邦人への支援 ②消息不明者の安否確認支援
	ウ 大規模緊急事態 ①戦争・内乱、テロ、誘拐、大規模自然災害、航空機事故、新興感染症等に遭遇した邦人の安否確認 ②邦人退避支援
行政事務	ア 邦人に関する業務 ①旅券：旅券の新規・切替発給、帰国のための渡航書発給、旅券記載事項の訂正、査証欄の増補等 ②戸籍・国籍：婚姻、出生、死亡等身分関係に変動があった場合の届出の受理 ③証明：在留証明書、署名証明書、出生・婚姻・死亡などの身分上の証明書等の発給等
	イ 査証に関する業務 査証の発給
	ウ 海外子女教育 日本人学校、補習授業校に関する業務
	エ 在外選挙に関する業務

(注) 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取り組み」
(平成16年10月 海外交流審議会答申) (抄)

「総論」

1. 序

(3) 三つの重要課題

(略) 本審議会は、領事改革を外務省改革の柱の一つと位置づけ、この二年間、領事改革と外国人問題についての審議を行ってきた。そして本審議会は、外務省領事部門の業務として、次の三つを現下の重要課題として位置づけた。

- －国民の視点に立った領事サービス
- －海外における日本人の安全対策・危機管理
- －外国人問題

第一部「領事改革」

2. 具体的提言

(1) 国民の視点に立った領事サービスの強化

本審議会は、国民の視点に立った領事サービスの強化のため、次の(イ)から(リ)までのことを提言する。

- (イ) 従来、敷居が高いと言われた外務本省及び在外公館の領事窓口を、国民の視点に立ち民間の窓口サービスも参考にして、親しみやすく、わかりやすく、訪ずれやすいものにする。そのためには、外務省全体としての意識も変えていかねばならない。
- (ロ) 領事窓口は、国民との接点であると同時に、我が国を訪れる外国人にとり、初めて接する「日本の顔」でもある。担当者は、言葉づかいを始めとする応対振りに一層の配慮を払い、血の通った対応を心掛けるべきである。
- (ハ) 外務省の領事部門は、地方公共団体職員の受入れ、領事シニア・ボランティア制度の導入、相手国の人材を活用した名誉領事制度等の活動を通じ、サービスのあり方についての様々な視点と知恵を学ぶべきである。
- (ニ) 在外公館の領事出張サービスを充実し、遠隔地に居住する日本人の便益を増進し、また、在外公館長から率先して、在外公館と遠隔地の日本人との間のコミュニケーションを改善する。
- (ホ) 旅券・証明の電子的申請、在外公館に対する在留届の電子届出、在留邦人向けメールマガジン及びそれを活用した海外生活情報の発信等、利用者にとっての便宜を向上させるため、IT化を推進する。
- (ヘ) 在外選挙制度における登録と投票手続の簡素化を通じ、在留邦人にとっての利便性の向上に努める。
- (ト) 二重課税防止や年金負担の公正化のための協定の締結、運転免許の切替えの円滑化のための相手国との合意等を通じて、海外における日本人の利益を保護し、増進する。その他、在留邦人が、国内所管官庁の提供する行政サービスと可能な限り同程度の利便を得られるよう、ニーズの把握に努める。
- (チ) 変化する国際情勢の中で、渡航文書に関わる犯罪防止への国際的取組みに貢献し、日本旅券の信頼性を高め、もって国民の円滑な海外渡航を確保するため、国際標準に準拠したIC旅券を早期に導入するよう努める。
- (リ) 海外渡航者が増えるに伴い、残念ながら海外での犯罪に巻き込まれる日本人が増加している。また、外国の法令違反に問われる邦人も増えつつある。
現地の法令遵守を訴えるとともに、外務省からの各国・地域についての情報発信強化を進め

ていく必要がある(注)。

(注) 2003年10月1日現在の海外在留邦人数は911,062人。同年の邦人援護件数は14,473件(対10年前比33.9%増)。そのうち、犯罪被害件数は6,253件(同時期10.0%増)、犯罪加害件数は609件(同時期88.5%増)

(2) 海外における日本人の安全確保及び緊急事態対応

本審議会は、海外における日本人の安全確保及び緊急事態対応の強化のため、次の(イ)から(ホ)までのことを提言する。

- (イ) 危機に強い外務省を実現するために、在外公館においては24時間いつでも危機に対応できるような体制の強化を図る必要がある。また、世界各地の状況に応じた緊急事態対応を想定し、在外公館と海外における日本人との間で情報共有と連携が可能となるようなシステムを日頃から構築し、整備しておくとともに日本人会等関係団体とも協力しつつ、必要に応じ可能な範囲でシミュレーションを行ったり、退避ルート等につき打ち合わせる。友好国との緊密な連絡の維持にも努める。
- (ロ) 邦人保護は政府の重要な任務であり、政府は、引き続きこれに全力を尽くしていかなければならない。しかしながら、主権の及ばない海外においては、日本政府や外務省ができることには自ずから限界があるので、国民一人一人が危険を十分認識し、可能な限り危険に遭遇しないよう慎重に行動する、あるいは自らの安全については自ら責任を持つとの自覚を保持することが重要である。このため、政府は、渡航情報や注意喚起が効果的に受け止められ、国民が自らの行動について適切に判断できるよう、情報の内容及び伝達手段について引き続き工夫をほどこし、国民自らが高い安全意識を持つことができるよう広報啓発に努める。
- (ハ) 外務省の邦人保護能力を高めるため、これまでに構築してきた現地及び国内の専門家(民間危機管理会社の専門家、法律家、メンタルケアの専門医、法医学・法人類学者、SARSのようなケースでは感染症専門医等)との関係を強化して、予防のためにも活用する。
- (ニ) 邦人援護件数の多い公館においては、民活を利用した民間委託による24時間電話応対サービスの充実を図ること等により、海外における日本人の援護要請や照会への即応能力を強化する。
- (ホ) 在外公館の遠隔地における治安に関する情報収集、発信や邦人保護のため、中央・地方政府機関や友好国の現地公館等との意見交換を進めるとともに、教育機関、友好関係団体、現地の日本人及び日系人等との人的ネットワークを整備する。また、遠隔地に領事を速やかに派遣できる体制を整える。

表 2 - (2) - ③

外務省が把握・公表している領事業務関係統計資料等

統計名	内 容
海外在留邦人数統計	各在外公館が、それぞれの管轄する国・地域（兼轄国及び属領も含む）内に在留する邦人数、日本企業数について、在留届等を基に、毎年10月1日現在の数値を調査・集計し、国別、主要都市別、公館別等で公表している資料
海外邦人援護統計	在外公館等が取り扱った海外における事件・事故等（窃盗、強盗、暴行、殺人、交通等事故、災害等）に対する援護の件数について、毎年1月から12月までの数値を集計し、公表している資料
旅券統計	在外公館が取り扱った在留邦人に対する一般旅券の発行数について、毎年1月から12月までの数値を集計し、公表している資料
戸籍・国籍関係届書件数	在外公館が受理した戸籍（出生、死亡、婚姻等）、国籍（国籍取得・離脱等）の件数について、毎年度（4月～翌年3月）の数値を集計し、公表している資料
査証発給統計	在外公館が外国国籍者に対して発給した査証の件数について、毎年1月から12月までの数値を集計し、公表している資料
海外在留邦人子女数統計	各在外公館別に、在留邦人のうち、日本人学校、補習授業校等に在籍する小学部、中学部の子女数について、毎年4月15日現在の数値を集計し、公表している資料
海外安全に関する意識調査	施策の参考とするため、数年に一度の割合（2006年から2008年は毎年）で、海外安全に関する国民の意識を調査し、公表している資料
領事サービス向上・改善のためのアンケート調査	外務省が取り組んでいる領事サービスの強化に関し、毎年秋頃、在外公館の利用者へのアンケート調査を実施し、公表している資料

(注) 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2-(2)-④

調査対象 13 在外公館における領事業務担当職員数

(単位:人、%)

在外公館名	領事業務担当職員数			職員総数 (b)	割合 (a/b×100)
	館員	現地採用 職員等	合計 (a)		
在クロアチア大使館	0.92	0.50	1.42	20.67	6.9
在アゼルバイジャン大使館	0.89	0.83	1.72	23.33	7.4
在スロバキア大使館	0.42	0.75	1.17	17.33	6.8
在スロベニア大使館	0.68	0.58	1.26	13.67	9.2
在東ティモール大使館	0.95	0.20	1.14	25.67	4.4
在モザンビーク大使館	0.80	0.28	1.08	22.00	4.9
在アンゴラ大使館	1.33	0.89	2.22	18.00	12.3
平 均 (大使館)	0.86	0.58	1.43	20.10	7.1
在ユジノサハリンスク総領事館	1.30	1.50	2.80	22.33	12.5
在済州総領事館	1.13	2.11	3.24	19.00	17.1
在チェンマイ総領事館	2.27	3.94	6.21	22.00	28.2
在重慶総領事館	1.06	2.50	3.56	22.33	15.9
在デンパサール総領事館	2.12	3.81	5.93	18.33	32.4
在デンバー総領事館	1.27	2.50	3.77	21.00	18.0
平 均 (総領事館)	1.53	2.73	4.25	20.83	20.4
平 均 (全 体)	1.16	1.57	2.73	20.44	13.4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各欄の数値は、直近3年間(平成18年度から20年度)の平均値である。

3 「領事業務担当職員数」は、領事業務に従事している職員の数(現員ベース)であり、複数の業務を兼務している場合は、兼務状況を基に按分した。按分方法は、表2-(2)-⑤のとおりである。

4 「職員総数」は、在外公館に勤務する館員及び現地採用職員等の合計である。

5 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

領事業務担当職員数の算出方法

領事業務担当職員数については、在外公館の年度ごとの職員配置資料（外務省）を基に、次の方法で按分して算出した。

① 1人の職員が複数の班に所属（兼務）している場合は、所属している班の数で除した数をその班の担当職員数としてカウントする。

（例）職員Aが2つの班（領事班及び警備班）を兼務している場合、Aは領事0.5人、警備0.5人と按分される。

② 一つの班が下表の2つ以上の業務を所掌しており、

i) 所属職員の担当業務が明確にされている場合は、a) 他班の業務を兼務していない者は1人とカウントし、b) 他班との兼務者は①で算出した人数をそのままカウントする。

ii) 所属職員の担当業務が明確にされていない場合は、c) 他班の業務を兼務していない者はその班が所掌する業務数で除した数をそれぞれの業務の担当職員数としてカウントし、d) 他班との兼務者は①で算出した人数を更にその班が所掌する業務数で除した数をそれぞれの業務の担当職員数としてカウントする。

（例）

a) 職員Aが「領事・警備班」に所属（他班との兼務なし）しており、かつ領事担当であることが明記されている場合、Aは領事1.0人、警備0人と按分される。

b) 職員Aが「領事・警備班」及び「広報文化班」に所属しており、かつ「領事・警備班」における担当業務が領事であることが明記されている場合、Aは領事0.5人、警備0人、広報文化0.5人と按分される。

c) 職員Aが「領事・警備班」に所属（他班との兼務なし）しており、かつ担当業務が明記されていない場合、Aは領事0.5人、警備0.5人と按分される。

d) 職員Aが「領事・警備班」及び「広報文化班」に所属しており、かつ領事・警備班における担当業務が明記されていない場合、Aは領事0.25人、警備0.25人、広報文化0.5人と按分される。

業務等の分類

a 館長	e 広報文化
b 館長補佐、総務（儀典を含む。）	f 領事
c 政務	g 警備
d 経済、経済協力	h 官房

（注）「2(3) 広報文化業務」における広報文化担当職員数についても同一の算出方法を用いた。

表 2-(2)-⑥

調査対象 13 在外公館における領事業務担当職員数の推移

[大使館]

(単位:人、%)

区 分			平成 18 年度	19 年度	20 年度	平均
在クロアチア大使館	領事業務担当職員数	館員	0.92	0.92	0.92	0.92
		現地採用職員等	0.50	0.50	0.50	0.50
		合計 (a)	1.42	1.42	1.42	1.42
	職員総数 (b)		19.00	22.00	21.00	20.67
	割合 (a/b×100)		7.47	6.45	6.76	6.9
在アゼルバイジャン大使館	領事業務担当職員数	館員	0.92	0.92	0.83	0.89
		現地採用職員等	1.00	1.00	0.50	0.83
		合計 (a)	1.92	1.92	1.33	1.72
	職員総数 (b)		22.00	25.00	23.00	23.33
	割合 (a/b×100)		8.73	7.68	5.78	7.4
在スロバキア大使館	領事業務担当職員数	館員	0.38	0.38	0.50	0.42
		現地採用職員等	0.75	0.75	0.75	0.75
		合計 (a)	1.13	1.13	1.25	1.17
	職員総数 (b)		17.00	18.00	17.00	17.33
	割合 (a/b×100)		6.65	6.28	7.35	6.8
在スロベニア大使館	領事業務担当職員数	館員	0.28	0.63	1.13	0.68
		現地採用職員等	0.33	0.92	0.50	0.58
		合計 (a)	0.61	1.55	1.63	1.26
	職員総数 (b)		10.00	14.00	17.00	13.67
	割合 (a/b×100)		6.10	11.07	9.59	9.2
在東ティモール大使館	領事業務担当職員数	館員	0.67	0.67	1.50	0.95
		現地採用職員等	0.17	0.17	0.25	0.20
		合計 (a)	0.84	0.84	1.75	1.14
	職員総数 (b)		22.00	25.00	30.00	25.67
	割合 (a/b×100)		3.82	3.36	5.83	4.4
在モザンビーク大使館	領事業務担当職員数	館員	0.60	1.00	0.79	0.80
		現地採用職員等	0.10	0.25	0.50	0.28
		合計 (a)	0.70	1.25	1.29	1.08
	職員総数 (b)		20.00	22.00	24.00	22.00
	割合 (a/b×100)		3.50	5.68	5.38	4.9
在アンゴラ大使館	領事業務担当職員数	館員	1.00	1.25	1.75	1.33
		現地採用職員等	1.00	0.83	0.83	0.89
		合計 (a)	2.00	2.08	2.58	2.22
	職員総数 (b)		16.00	19.00	19.00	18.00
	割合 (a/b×100)		12.50	10.95	13.58	12.3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「領事業務担当職員数」は、領事業務に従事している職員の数(現員ベース)であり、複数の業務を兼務している場合は、兼務状況を基に按分した。

3 「職員総数」は、在外公館に勤務する館員及び現地採用職員等の合計である。

4 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

[総領事館]

(単位:人、%)

区 分			平成18年度	19年度	20年度	平均
在ユジノサハリンスク総領事館	領事業務 担当職員 数	館員	1.33	1.25	1.33	1.30
		現地採用職員等	1.50	1.50	1.50	1.50
		合計 (a)	2.83	2.75	2.83	2.80
	職員総数 (b)		23.00	21.00	23.00	22.33
	割合 (a/b×100)		12.30	13.10	12.30	12.5
在済州総領事館	領事業務 担当職員 数	館員	1.13	1.13	1.13	1.13
		現地採用職員等	2.00	2.00	2.33	2.11
		合計 (a)	3.13	3.13	3.46	3.24
	職員総数 (b)		19.00	19.00	19.00	19.0
	割合 (a/b×100)		16.47	16.47	18.21	17.1
在チェンマイ総領事館	領事業務 担当職員 数	館員	2.16	2.16	2.50	2.27
		現地採用職員等	3.66	3.66	4.49	3.94
		合計 (a)	5.82	5.82	6.99	6.21
	職員総数 (b)		20.00	23.00	23.00	22.00
	割合 (a/b×100)		29.10	25.30	30.39	28.2
在重慶総領事館	領事業務 担当職員 数	館員	1.17	1.00	1.00	1.06
		現地採用職員等	2.50	2.50	2.50	2.50
		合計 (a)	3.67	3.50	3.50	3.56
	職員総数 (b)		21.00	23.00	23.00	22.33
	割合 (a/b×100)		17.48	15.22	15.22	15.9
在デンパサール総領事館	領事業務 担当職員 数	館員	1.99	2.24	2.12	2.12
		現地採用職員等	3.77	3.83	3.83	3.81
		合計 (a)	5.76	6.07	5.95	5.93
	職員総数 (b)		17.00	18.00	20.00	18.33
	割合 (a/b×100)		33.88	33.72	29.75	32.4
在デンバー総領事館	領事業務 担当職員 数	館員	1.16	1.33	1.33	1.27
		現地採用職員等	2.50	2.50	2.50	2.50
		合計 (a)	3.66	3.83	3.83	3.77
	職員総数 (b)		21.00	21.00	21.00	21.00
	割合 (a/b×100)		17.43	18.24	18.24	18.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「領事業務担当職員数」は、領事業務に従事している職員の数（現員ベース）であり、複数の業務を兼務している場合は、兼務状況を基に按分した。

3 「職員総数」は、在外公館に勤務する館員及び現地採用職員等の合計である。

4 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

表2-(2)-⑦

調査対象13在外公館における領事業務担当職員1人当たり業務量

(単位:件、人、社)

在外公館名	領事業務 担当職員数	領事業務量				在留邦人数	日本企業数	短期渡航者数
		邦人援護件数	一般旅券 発行件数	戸籍・国籍受理件数	査証発給件数			
在クロアチア 大使館	1.42	3.3	16.0	6.3	73.3	106.0	7.7	98,286.3
		2.3	11.3	4.4	51.6	74.6	5.4	69,215.7
在アゼルバイ ジャン大使館	1.72	5.7	1.3	0.7	593.0	34.3	5.0	1,093.0
		3.3	0.8	0.4	344.8	19.9	2.9	635.5
在スロバキア 大使館	1.17	13.7	25.7	6.0	193.3	196.0	40.7	14,372.3
		11.7	22.0	5.1	165.2	167.5	34.8	12,284.0
在スロベニア 大使館	1.26	4.7	9.3	4.3	106.3	90.7	3.3	27,727.0
		3.7	7.4	3.4	84.4	72.0	2.6	22,005.6
在東ティモー ル大使館	1.14	2.0	5.0	0.3	121.7	79.0	2.7	-
		1.8	4.4	0.3	106.8	69.3	2.4	-
在モザンビー ク大使館	1.08	12.7	5.0	1.0	161.7	115.3	3.0	-
		11.8	4.6	0.9	149.7	106.8	2.8	-
在アンゴラ大 使館	2.22	4.7	1.3	0.7	341.7	51.3	6.3	458.5
		2.1	0.6	0.3	153.9	23.1	2.8	206.5
平均(大使館)	1.43	6.7	9.1	2.8	227.3	96.1	9.8	28,387.4
		5.2	7.3	2.1	150.9	76.2	7.7	20,869.5
在ユジノサハ リンスク総領 事館	2.80	6.7	37.0	0.7	5,971.0	276.0	41.7	-
		2.4	13.2	0.3	2,132.5	98.6	14.9	-
在済州総領事 館	3.24	16.7	23.7	9.3	291.3	240.7	1.7	181,289.0
		5.2	7.3	2.9	89.9	74.3	0.5	55,953.4
在チェンマイ 総領事館	6.21	136.7	360.7	93.0	3,111.0	2,545.7	63.3	-
		22.0	58.1	15.0	501.0	409.9	10.2	-
在重慶総領事 館	3.56	43.0	101.3	9.7	17,336.7	608.7	323.3	-
		12.1	28.5	2.7	4,869.9	171.0	90.8	-
在デンパサー ル総領事館	5.93	85.0	308.3	114.0	1,790.0	1,888.0	30.3	-
		14.3	52.0	19.2	301.9	318.4	5.1	-
在デンバー総 領事館	3.77	39.7	691.7	246.7	894.0	8,036.0	68.3	-
		10.5	183.5	65.4	237.1	2,131.6	18.1	-
平均(総領事館)	4.25	54.6	253.8	78.9	4,899.0	2,265.9	88.1	181,289.0
		11.1	57.1	17.6	1,355.4	534.0	23.3	55,953.4
平均(全体)	2.73	28.8	122.0	37.9	2,383.5	1,097.5	45.9	53,871.0
		7.9	30.3	9.3	706.8	287.5	14.9	26,716.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各欄の数値は、直近3年間(平成18年度から20年度)の平均値である。

3 「領事業務担当職員数」欄を除く各欄の上段は年間業務量で、下段は領事業務担当職員1人当たりの年間業務量(年間業務量÷領事業務担当職員数)であり網掛けで示す。

4 下線は、各領事業務担当職員1人当たり業務量のうち、それぞれの最大値と最小値を示す。

5 「短期渡航者数」欄の「-」は該当データがないことを示す。

6 在アゼルバイジャン大使館及び在アンゴラ大使館の「短期渡航者数」は、平成18年度及び19年度の平均値である。

表2-(2)-⑧

調査対象13在外公館における領事業務に係る主要指標の推移

[大使館]

(単位：人、社、件)

在外公館名	領事業務	平成18年	19年	20年	平均
在クロアチア大使館	在留邦人数	106	110	102	106.0
	日本企業数	8	8	7	7.7
	短期渡航者数	64,751	86,404	143,704	98,286.3
	邦人援護件数	1	3	6	3.3
	一般旅券発行件数	18	13	17	16.0
	戸籍・国籍受理件数	10	4	5	6.3
	査証発給件数	111	54	55	73.3
在アゼルバイジャン大使館	在留邦人数	34	36	33	34.3
	日本企業数	8	2	5	5.0
	短期渡航者数	983	1,203	—	1,093.0
	邦人援護件数	5	8	4	5.7
	一般旅券発行件数	2	1	1	1.3
	戸籍・国籍受理件数	0	1	1	0.7
	査証発給件数	600	724	455	593.0
在スロバキア大使館	在留邦人数	159	202	227	196.0
	日本企業数	37	42	43	40.7
	短期渡航者数	15,878	13,496	13,743	14,372.3
	邦人援護件数	22	10	9	13.7
	一般旅券発行件数	19	31	27	25.7
	戸籍・国籍受理件数	1	10	7	6.0
	査証発給件数	184	227	169	193.3
在スロベニア大使館	在留邦人数	75	95	102	90.7
	日本企業数	3	3	4	3.3
	短期渡航者数	19,880	24,506	38,795	27,727.0
	邦人援護件数	5	4	5	4.7
	一般旅券発行件数	12	10	6	9.3
	戸籍・国籍受理件数	5	2	6	4.3
	査証発給件数	32	171	116	106.3
在東ティモール大使館	在留邦人数	56	91	90	79.0
	日本企業数	2	3	3	2.7
	短期渡航者数	—	—	—	—
	邦人援護件数	5	0	1	2.0
	一般旅券発行件数	3	3	9	5.0
	戸籍・国籍受理件数	0	0	1	0.3
	査証発給件数	101	129	135	121.7
在モザンビーク大使館	在留邦人数	112	110	124	115.3
	日本企業数	5	2	2	3.0
	短期渡航者数	—	—	—	—
	邦人援護件数	4	16	18	12.7
	一般旅券発行件数	11	0	4	5.0
	戸籍・国籍受理件数	3	0	0	1.0
	査証発給件数	115	182	188	161.7
在アンゴラ大使館	在留邦人数	29	25	100	51.3
	日本企業数	5	6	8	6.3
	短期渡航者数	380	537	—	458.5
	邦人援護件数	3	3	8	4.7
	一般旅券発行件数	2	0	2	1.3
	戸籍・国籍受理件数	0	0	2	0.7
	査証発給件数	223	285	517	341.7

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「在留邦人数」、「日本企業数」及び「戸籍・国籍受理件数」は年度データであり、他は暦年データである。

[総領事館]

(単位：人、社、件)

在外公館名	領事業務	平成18年	19年	20年	平均
在ユジノサハリンスク総領事館	在留邦人数	352	303	173	276.0
	日本企業数	47	43	35	41.7
	短期渡航者数	—	—	—	—
	邦人援護件数	11	6	3	6.7
	一般旅券発行件数	50	34	27	37.0
	戸籍・国籍受理件数	1	0	1	0.7
	査証発給件数	5,534	5,819	6,560	5,971.0
在済州総領事館	在留邦人数	234	246	242	240.7
	日本企業数	2	2	1	1.7
	短期渡航者数	183,168	183,240	177,459	181,289.0
	邦人援護件数	20	15	15	16.7
	一般旅券発行件数	40	25	6	23.7
	戸籍・国籍受理件数	8	11	9	9.3
	査証発給件数	324	306	244	291.3
在チェンマイ総領事館	在留邦人数	2,218	2,538	2,881	2,545.7
	日本企業数	55	65	70	63.3
	短期渡航者数	—	—	—	—
	邦人援護件数	94	145	171	136.7
	一般旅券発行件数	366	368	348	360.7
	戸籍・国籍受理件数	87	85	107	93.0
	査証発給件数	2,549	3,369	3,415	3,111.0
在重慶総領事館	在留邦人数	506	609	711	608.7
	日本企業数	315	333	322	323.3
	短期渡航者数	—	—	—	—
	邦人援護件数	51	21	57	43.0
	一般旅券発行件数	165	71	68	101.3
	戸籍・国籍受理件数	7	5	17	9.7
	査証発給件数	11,058	19,224	21,728	17,336.7
在デンパサー総領事館	在留邦人数	1,755	1,853	2,056	1,888.0
	日本企業数	20	25	46	30.3
	短期渡航者数	—	—	—	—
	邦人援護件数	29	119	107	85.0
	一般旅券発行件数	416	245	264	308.3
	戸籍・国籍受理件数	116	107	119	114.0
	査証発給件数	1,717	1,685	1,968	1,790.0
在デンバー総領事館	在留邦人数	7,787	8,057	8,264	8,036.0
	日本企業数	64	71	70	68.3
	短期渡航者数	—	—	—	—
	邦人援護件数	34	36	49	39.7
	一般旅券発行件数	737	621	717	691.7
	戸籍・国籍受理件数	263	238	239	246.7
	査証発給件数	881	968	833	894.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「在留邦人数」、「日本企業数」及び「戸籍・国籍受理件数」は年度データであり、他は暦年データである。

「公館別領事体制基礎データ調査票」の概要

調査対象在外公館： 領事業務を行う全在外公館

調査時期： 毎年 7 月 1 日現在

主な調査項目：

1 領事業務の実施体制

- ①担当官名、官職、在外公館警備対策官の任命の有無、査証官の任命の有無
- ②着任(採用)年月、勤務年数、出身官庁
- ③担当業務(兼務を含む。)
- ④研修受講実績(赴任前研修、赴任前個別ブリーフ、警備対策官研修(領事研修)、領事担当官研修、領事初任者研修、領事中堅研修、危機管理要員研修、その他)
- ⑤経験した大規模事件・事故名
- ⑥緊急連絡先(電話番号等)
- ⑦その他

2 領事業務の現状と今後の目標

- ①領事窓口時間、執務時間、領事窓口来客者数・繁忙期来客者数(月平均)
- ②領事待合室の整備状況
- ③配置人員と事務量
- ④特記事項、要望事項等

(注) 外務省の資料に基づき、当省が作成した。